

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 長島 公之

黒瀬 巖

(公印省略)

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システム (G-MIS) による報告について (再依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より本会に対し、事務連絡「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について (再依頼)」が発出され、本会に対し周知方依頼がありました。

医療機能情報提供制度 (以下「本制度」) については、住民・患者の利便性の向上を図る等のため、全国統一的な情報提供システム (以下「医療情報ネット」) を構築することとしています。

医療機関等情報支援システム (G-MIS) を活用した医療機能情報提供制度の報告 (※1) については、「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について」(令和5年12月27日付け日医発第1706号(地域))等による連絡にて、周知等、ご協力をお願いしたところです。

令和6年3月11日時点の報告完了率は別添の通り、全国平均で病院51%、診療所48% (※2) となっております。これについて厚生労働省は、

- ・一部都道府県で病院・診療所等への報告開始の案内が遅れたこと
- ・一部の病院・診療所等についてG-MISのログインIDの発行が遅れていること (※3)
- ・一部G-MISの使用が初めてであり、操作に不慣れな病院・診療所等があること
- ・一部の病院・診療所等で報告に着手できていないこと

等の様々な要因があると認識し、厚生労働省及び都道府県でも必要な対策 (※4) を講じておりますが、医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和6年4月1日の予定であることから、本年3月中の報告完了をお願いしております。入力方法詳細については、(参考)「病院・診療所の皆さまへ」をご参考ください。なお、本会からも厚生労働省に対し、特に診療所が利用しやすいように取り計らうことを申し入れております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知いただき、医療機能情報の報告が円滑に実施されるよう、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(※1) 従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。

(※2) 調査票に記入する形で報告した医療機関のうち、都道府県のG-MISへの代理入力待ちの件数は含まない。

(※3) 令和6年3月8日時点でログインIDの発行手続き中の病院7、診療所885

(※4) 病院等からの問い合わせの速やかなFAQ化や、ログインIDに関する

病院等からの問い合わせに都道府県が迅速に回答できるようにするためのG-MISの機能改修等

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（再依頼）

平素から医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別のご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本制度については、住民・患者の利便性の向上を図る等のため、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を構築することとしています。医療法第6条の3に基づき病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に義務付けられている都道府県への報告にあたっては、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することとしており、令和6年1月以降、都道府県の指定する期日までにG-MISによる医療機能情報の報告（※1）が円滑に実施されるよう、「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）」（令和5年12月26日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）において、貴会会員等に対する周知等、ご協力をお願いしたところです。

しかしながら、令和6年3月11日時点の報告完了率は別添の通り、全国平均で病院51%、診療所48%（※2）となっております。これについては、

- ・一部都道府県で病院等への報告開始の案内が遅れたこと
- ・一部の病院等についてG-MISのログインIDの発行が遅れていること（※3）
- ・一部G-MISの使用が初めてであり、操作に不慣れな病院等があること
- ・一部の病院等で報告に着手できていないこと

等の様々な要因があると認識し、厚生労働省及び都道府県でも必要な対策（※4）を講じておりますが、医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和6年4月1日の予定であることから本年3月中の報告完了をお願いしたく、貴会におかれましても、貴会会員への周知等、改めてご協力をお願いいたします。

（※1）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。

（※2）調査票に記入する形で報告した医療機関のうち、都道府県のG-MISへの代理入力待ちの件数は含まない。

（※3）令和6年3月8日時点でログインIDの発行手続き中の病院7、診療所885

（※4）病院等からの問い合わせの速やかなFAQ化や、ログインIDに関する病院等からの問い合わせに都道府県が迅速に回答できるようにするためのG-MISの機能改修等

以上

医療・薬局機能情報提供制度の令和5年度定期報告（機関区分別）

2024/3/11

	病院	診療所	歯科診療所	助産所	全体
①報告中	1988	7693	3291	149	13121
②報告済み (都道府県確認待ち)	1304	13896	8015	307	23522
③都道府県確認済み	2845	34769	21866	963	60443
計 (②、③)	4149	48665	29881	1270	83965
計 (①、②、③)	6137	56358	33172	1419	97086
報告完了率 (②、③)	51%	48%	46%	37%	47%
報告中を含めた率 (①、②、③)	75%	56%	51%	42%	55%
報告対象機関数	8179	101158	65062	3398	176255

病院・診療所の皆さまへ

参考

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- 厚生労働省では、都道府県ごとに個別に運用されているシステムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）を構築し、利便性の向上を図ることとしています。医療情報ネットでは、医療機能情報の報告に係る機能を医療機関等情報支援システム（G-MIS）が担います。
- また、各都道府県の医療機能情報提供サイトは令和6年4月に統合され、全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局を検索できるサイトになります。
- それに併せて皆様には、令和6年1月以降、医療機能情報に関する都道府県知事へのオンラインによる定期報告をG-MISで行っていただきます。

※G-MISを利用せず紙の報告書を都道府県に提出することによる報告も可能です。

	令和5年度						令和6年度			
	令和5年			令和6年						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月				
G-MIS				令和5年度定期報告						
医療情報ネット							医療機能の情報提供			

令和6年4月1日より医療情報ネットでの住民・患者向けの情報提供を開始するため、都道府県の案内に従い、令和6年3月末までに報告完了をお願いします。

- 定期報告は、下記説明資料、操作マニュアルを参照しながら行っていただきます。

※G-MISを利用した報告にはG-MISアカウントが必要となります。都道府県からの指示に従い必要なアカウントの申請をお願いします。

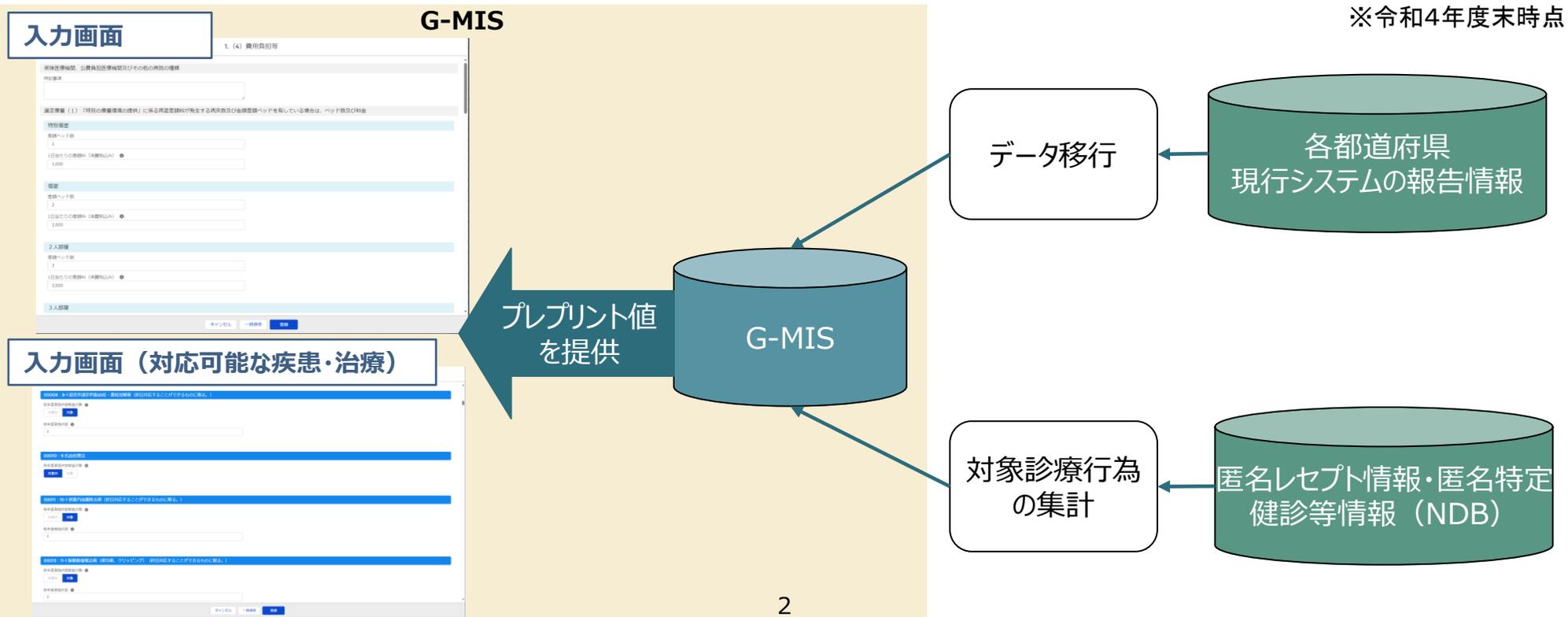
用途	参照資料
何を報告するか（What）	➤ 報告事項説明資料（厚生労働省から提供する報告事項説明資料を基に都道府県より提供）
どうやって報告するか（How）	➤ 各種G-MIS操作マニュアル（厚生労働省から提供する操作マニュアルを基に都道府県より提供）

病院・診療所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- G-MISからオンラインによる定期報告を行う場合、プレプリント（入力画面に初期値としてセット）を行うことにより報告作業の負担軽減を図っています。

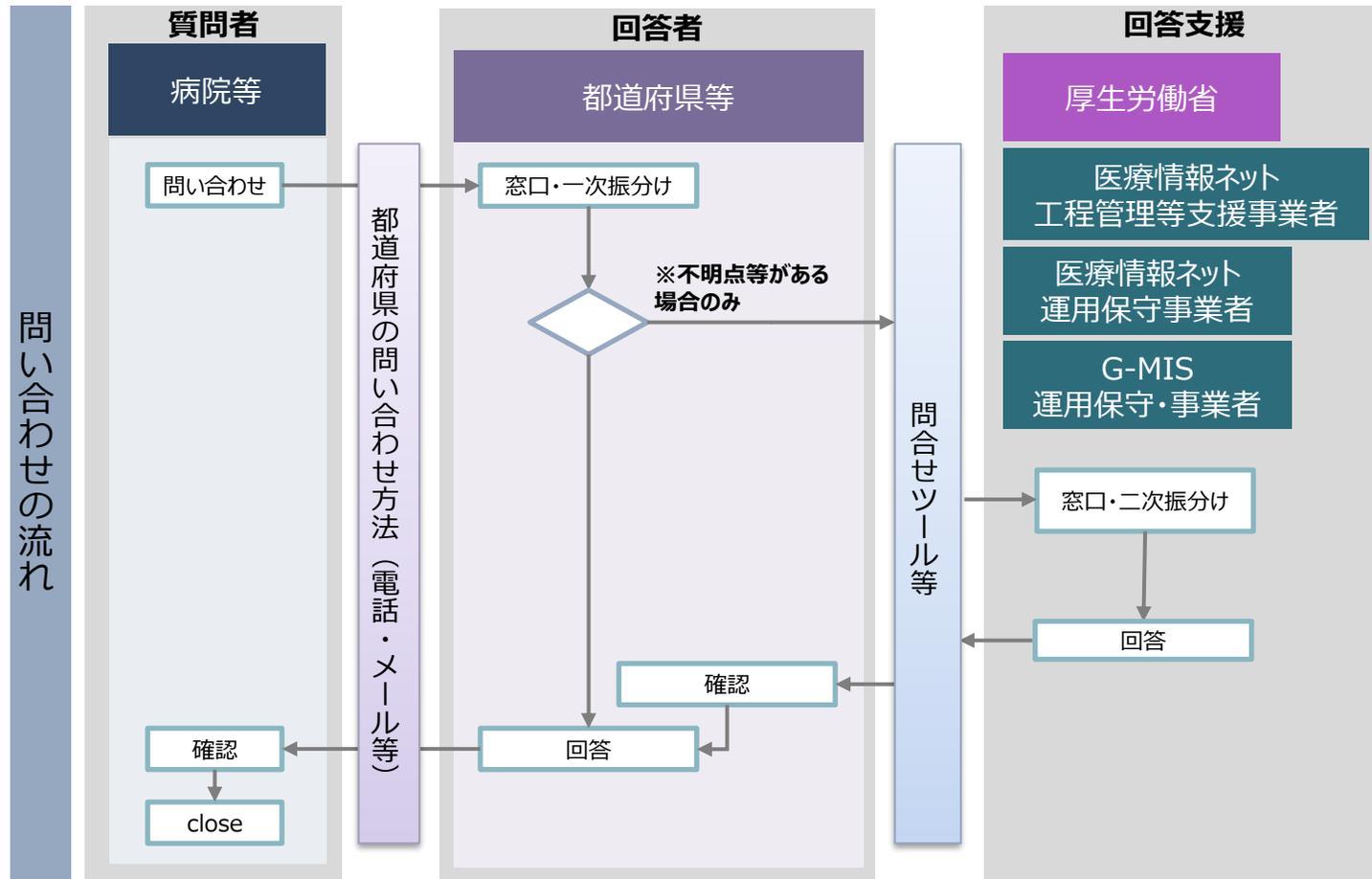
対象	負担軽減内容
全ての事項	▶ 都道府県の現行システムからのデータ移行により以前の報告情報がプレプリントされます。 ※現行システムからのデータ移行が困難等の理由によりプレプリントされない場合があります。
対応可能な疾患・治療内容の件数	▶ 入力いただく保険医療機関番号がG-MISの保持する保険医療機関番号（※）と合致することを条件に、匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報（NDB）で集計された情報がプレプリントされます。 ※医療機関が把握している件数実績とは、乖離する場合がございます。適切な報告値へ修正が必要な場合があります。



病院・診療所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- 本制度に関する問合せは、これまで通り各都道府県の問合せ窓口へご連絡頂くようお願いいたします。厚生労働省は、都道府県の回答支援を実施します。
- 本制度に関する問合せについて、直接G-MIS事務局にご連絡されないようお願い申し上げます。



病院・診療所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- なお、令和6年1月以降の医療機能情報提供制度の定期報告時には下記の事項について注意をお願いします。システム実装が間に合っておらずご迷惑おかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

病院、診療所

- ① 紹介受診重点医療機関である場合の報告について
- ② 専門性資格の報告について
- ③ 診察時間・外来受付時間における時間帯表記について

① 紹介受診重点医療機関である場合の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 報告機関が「紹介受診重点医療機関」である場合の報告方法については、1.(4)費用負担「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」における「**特記事項**」欄に、**病院の場合は「紹介受診重点病院」、診療所の場合は「紹介受診重点診療所」と記載**ください。

【G-MIS報告ページ 1.(4)費用負担】

入力用画面

1. (4) 費用負担等

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項

○ 病院の場合：「紹介受診重点病院」
○ 診療所の場合：「紹介受診重点診療所」と入力する

- 住民患者側への公表時には「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」における「**特記事項**」欄に、**病院の場合は「紹介受診重点病院」、診療所の場合は「紹介受診重点診療所」である旨が表示**されます。

【医療情報ネット 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類】

公表用画面

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項 ※本医療機関が紹介受診重点病院である場合、本欄に「紹介受診重点病院」と記載されます。

項目名	項目名
保険医療機関	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関
労災保険指定医療機関	指定自立支援医療機関（更生医療）
指定自立支援医療機関（育成医療）	指定自立支援医療機関（精神通院医療）
身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院

- 病院の場合：「紹介受診重点病院」
- 診療所の場合：「紹介受診重点診療所」と表示される

② 専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 学会認定の専門性資格を持つ医師、歯科医師、薬剤師、看護師の在籍人数については、G-MISの「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項」欄に入力可能です。
- なお、以下の認定組織・専門医資格については、**画面上の組織名を実際の組織名に読み替**て入力をお願いします。

画面上の組織名	実際の組織名	専門医資格名
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医

- 一方で、**以下の3認定組織の専門性資格**については、システム実装が間に合っておらず上記の欄に入力できないため、代わりに「基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に記載をお願いいたします。

①一般社団法人日本専門医機構（19資格）
内科専門医
小児科専門医
皮膚科専門医
精神科専門医
外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医
形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
総合診療専門医

②一般社団法人日本歯科専門医機構（6資格）
口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医
小児歯科専門医
歯科放射線専門医
補綴歯科専門医

③一般社団法人日本緩和医療薬学会（1資格）
緩和医療専門薬剤師

② 専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 具体的には、下記の例のように、「専門性資格名」「専門性資格認定組織名」「在籍人数」を、G-MISの「基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に記載ください。

【G-MIS報告ページ 1.(1)基本情報】

入力用
画面

1. (1) 基本情報

診療科目別の詳細 基本となる診療時間 基本となる外来受付時間

基本となる外来受付時間

時間帯1_開始時間 1400 ~ 時間帯1_終了時間

時間帯2_開始時間 ~ 時間帯2_終了時間

時間帯3_開始時間 ~ 時間帯3_終了時間

外来特記事項

● 記載内容 (○○ ◇◇ △△)

- ・○○：専門性資格名
- ・◇◇：専門性資格認定組織名
- ・△△：在籍人数

【記載例】

例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人

例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人

例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

- 住民患者側への公表時には、下記の例のように「基本となる時間 基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に表示されます。

【医療情報ネット 基本となる時間 基本となる外来受付時間】

公表用
画面

基本となる時間・外来受付時間			
基本となる時間帯	09:01-12:01	14:31-17:31	18:01-19:01
時間帯	09:01-12:01	14:31-17:31	18:01-19:01
基本となる診察日	月	火	水 木 金 土 日
外来特記事項			

【表示例】

例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人

例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人

例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

② 専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- G-MISの医療機能情報提供制度ホームページの「マニュアル」欄に、右図のようなファイルを掲載する予定です。
記載欄への転記にご活用ください。

【G-MIS 医療機能情報提供制度ホームページ画面】

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 知らせ その他

検索キーワードを入力して

機関コード：2023021001 機関名：XX病院

G-MISからのメッセージ

【サンプルメッセージ】
全国統一システムでの情報提供をご利用いただくにはG-MISより報告を実施いただく必要があります。
ご不明点は各都道府県のご担当者様へお問い合わせください。

新規報告 定期報告 随時報告 報告

臨時休診

リンク集

- 県 医療機能情報提供制度ホームページ
<https://www.samplepage>
- 市 保健所ホームページ
<https://www.samplepage>

連絡先

<●●県 医療機能情報提供制度>
TEL : XX-XXXX-XXXX
Email : xxxx@sample.go.jp

<保健所の連絡先>
○市保健所 :
<https://www.city.oo.lg.jp/hokenjo.html>
○x市保健所 :
<https://www.city.ox.lg.jp/hokenjo.html>

マニュアル

- ・G-MIS操作マニュアル（定期報告）

- 医師、歯科医師、薬剤師の専門性資格のうち、下記のものについては「基本となる外来受付時間」における「外来特記事項」欄に記載をお願いいたします。

【記載例】

- 例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人
- 例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人
- 例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

※以下を「外来特記事項」欄への転記（コピーペースト）にご活用ください。

- 内科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 皮膚科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 精神科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 外科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 整形外科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 産婦人科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 眼科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 耳鼻咽喉科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 泌尿器科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 脳神経外科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 放射線科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 麻酔科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 病理専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 臨床検査専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 救急科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 形成外科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- リハビリテーション科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 総合診療専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 名

③ 診療時間・外来受付時間における時間帯表記について（対象機関：病院、診療所）

- 病院・診療所の「診療時間」における時間帯表記について、**実際の診療時間が午前／午後／夜間かの時間帯に関わらず「時間帯1」より入力**ください。
- 病院・診療所の「外来受付時間」についても、診療時間同様**「時間帯1」より左詰めで入力**ください。
- **公表の際には午前／午後／夜間は表示されません。**

【G-MIS報告ページ 1.(1) 基本情報（診療科目）診療時間】

入力用画面

1. (1) 基本情報（診療科目）診療時間

曜日	時間帯1 (午前)	時間帯2 (午後)	時間帯3 (夜間)
月	1400 ~	1700 ~	1800 ~ 1900
火	1400 ~		
水	1400 ~ 1700	1800 ~	

「外来受付時間」も同様の時間帯表記のため、診療時間と同様の入力の仕方を案内

入力画面上の時間帯表記（午前／午後／夜間）については無視し、「時間帯1」より入力する。

- 住民患者側への公表時には、病院・診療所の診療時間の「時間帯1」～「時間帯3」における内容は、**診療時間の3つの時間帯欄にそれぞれ表示**されます。

【医療情報ネット 病院・診療所の診療時間】

公表用画面

診療科目・診療日、診療時間、外来受付時間、予約診療の有無

◆内科 (初診時予約：不可、予約外診察：可能、入院患者受入：可能、女性医師外来診察：いない)

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
診療時間	09:00-12:00	09:00-12:00	14:00-17:00	14:00-17:00	09:00-12:00	09:00-12:00		
	14:00-17:00	14:00-17:00	18:00-19:00	18:00-19:00	15:00-17:00			
	18:00-19:00	18:00-19:00	-	-	18:00-19:00			
外来診察対応	外来診察を実施している							

「外来受付時間」の場合も、3つの時間帯欄に「時間帯1」～「時間帯3」を表記